

教育委員会 6 月定例会会議録

1. 日 時 令和元年 6 月 21 日(火)午後 4 時 00 分～
2. 場 所 ウララⅡ (7F) 会議室 1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆
委 員 松 延 芳 子
委 員 今 野 登 喜 子
委 員 鈴 木 敏 之
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 羽 生 元 幸 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 平 井 康 裕 学 務 課 元 川 宏
文 化 生 涯 学 習 課 中 澤 達 也 ス ポ ー ツ 振 興 課 根 本 卓 也
国 体 推 進 課 北 島 康 雄 指 導 課 中 山 弘
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 黒 澤 春 彦
図 書 館 大 貫 三 千 夫
5. 議 題
 - (1) 土浦市教育委員の任命について (教育総務課)
 - (2) 教育長報告事項
 - (3) 議 案
議案第 9 号 土浦市教育支援委員会条例施行規則の一部改正について (学務課)
議案第 10 号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)
議案第 11 号 土浦市学区審議会委員の委嘱について (学務課)
議案第 12 号 土浦市社会教育委員 (兼土浦市生涯学習推進協議会委員) の委嘱について
(文化生涯学習課)
議案第 13 号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
議案第 14 号 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委嘱について
(文化生涯学習課)
議案第 15 号 土浦市図書館協議会委員の任命について (図書館)
議案第 16 号 土浦市図書館条例施行規則の一部改正について (図書館)
議案第 17 号 土浦市博物館協議会委員の任命について
(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
議案第 18 号 令和 2 年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について
(指導課) (非公開)
 - (4) 協 議
平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について (案)

(教育総務課) (非公開)

(5) 報 告

令和元年第2回土浦市議会定例会一般質問について

(教育総務課・学務課・文化生涯学習課・指導課)

(6) そ の 他

① 土浦狂言公演一第22回土浦薪能特別企画一について

(文化生涯学習課)

② 第43回子ども郷土研究の開催について

(上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

③ 2019茨城国体土浦市開催競技学校観戦について

(国体推進課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 定刻になりましたので、令和元年度6月の定例教育委員会を始めます。傍聴いませ
ないので、次第に沿って進めます。

教育委員の任命について総務課お願いします。

教育総務課 本日配付をさせていただきました別紙の資料、「土浦市教育委員の任命について」
をお願いいたします。

先日開催されました令和元年第2回土浦市議会定例会におきまして、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を得まし
て、前任者の残任期間としまして昨年6月21日に就任され、本年6月24日までの
任期としておりました鈴木敏之氏の教育委員の専任動議が可決されましたので、ご
報告をさせていただきます。

なお、任期につきましては、下段の参考にも記載がありますとおり、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、委員の任期は4年となりますこ
ことから、委嘱日から2023年6月24日までとなるものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。本日、市長のほうから2023年6月24日までの教育委員の任
命がございました。よろしくをお願いいたします。

鈴木委員 教育委員で1年経ちました。これからもよろしくをお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。それでは、教育長報告事項をお願いします。

教育総務課 ————— 5月22日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ありがとうございます。いろいろあるんですけども、6月1日の市長杯の高校野
球の招待試合、毎年すごいところが来ていまして、今年は東海大相模。関東優勝校
です。常総学院は、5対4で負けちゃったみたい。途中まで勝っていたみたいで
すけれども。去年は横浜高校が来た。とにかく甲子園の常連が土浦に来ている。土浦
に来るのだからそれなりに土浦の野球というのは他の高校から見ると魅力があるの
かなということかと思えます。

あと、5月26日、水府流、要するに詩吟と踊りなんですけれども、これもすごい

会でありました。土浦を拠点として活躍している方々でございます。

あとは5月28日には緊急の常陸太田市の生涯学習館でありました。その様子が、今野委員はNHKに取材されて放映されておりました。ご報告申し上げます。以上でございます。何かございますか。

無いようですので、それでは、議案のほうに入ります。議案は順番どおりにいきたいと思っております。

第9号議案 土浦市教育支援委員会条例施行規則の一部改正について学務課お願いいたします。

学 務 課

定例会資料の4ページをお願いいたします。

教育支援委員会につきましては、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対しまして、適正な就学支援等の教育支援を行うために設置しているものでございます。

資料の1、改正の趣旨に記載のとおり、より広い見地から就学支援等の教育支援について、調査・審議を行う必要がございますことから、今般、土浦市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正いたしまして、委員の選出区分及び委員定数について見直しを行うものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、お手数でも、7ページ、8ページをお願いいたします。こちら新旧対照表になっております。同規則の別表につきまして、選出区分の学校教育関係の職員に、児童生徒の学校生活の様子や、家庭環境の状況を把握している「小中学校教頭及び義務教育学校教頭代表」を加えまして、同委員定数を1名に定めるとともに、選出区分の児童福祉関係の職員から「児童相談所の職員」と同委員定数1名を削除するものでございます。

なお、児童福祉関係の職員の選出区分におきましては、以前は家庭環境の把握や療育の観点から、児童相談所の職員との連携も必要でございましたが、本市の療育に関する取り組みの進展もございまして、ここ10年来、本市療育支援センターの職員への委嘱のみとなっております。児童相談所への職員の委嘱はその間行っておりませんので、現行の委嘱状況に合わせた改正という内容になってございます。施行日につきましては、資料4ページにお戻りいただきまして、こちらに記載のとおり令和元年4月1日から施行ということになります。また、資料の5ページ、6ページにつきましては改正案文となっております。

教 育 長

ありがとうございます。ただいまの議案第9号についてご質問等ございますか。実態に合わせたということです。

松 延 委 員

支援センターの所長さんは一般の行政職員の方ですか、それとも専門職の方がなされているんですか。

学 務 課

一般の行政職の職員になります。

松 延 委 員

わかりました。

教 育 長

そのほかございますか。それでは、議案第9号 土浦市教育支援委員会条例施行規則の一部改正についてはこのとおり進めてよろしいですか。ありがとうございます。続きまして、議案10号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について学務課お願いいたします。

学 務 課 定例会資料の 12 ページをお願いいたします。
教育支援委員会につきましては、ただいまの議案第 9 号でご説明させていただいたとおり、教育委員会の諮問に応じまして、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の適正な就学支援等の教育支援並びにそのために必要な事項につきまして調査・審議することを任務といたしております。

資料の下部に記載させていただきました土浦市教育支援委員会条例第 3 条の規定に基づきまして、平成 29 年 7 月 1 日から 2 年間の任期中で委員を委嘱しておりましたが、今般任期満了を迎えるに当たりまして、令和元年 7 月 1 日から 2 年間の任期中で改めて委員を委嘱するものでございます。なお、米印の 5 名の方が人事異動や役員改選等により今回新たに委員を委嘱する方々になります。

教 育 長 ありがとうございます。議案第 10 号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について説明がございましたが、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、議案第 10 号は説明のとおり決したいと思います。よろしくお願ひします。
続きまして、議案第 11 号 土浦市学区審議会委員の委嘱について学務課お願ひします。

学 務 課 定例会資料 16 ページをお願いいたします。
学区審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じまして土浦市立小中・義務教育学校・幼稚園の学区に関する事項を審議・答申することを任務としております。資料下のほうに記載の土浦市学区審議会条例第 3 条の規定に基づきまして、平成 30 年 6 月 1 日から 2 年間の任期中で委員の方々に委嘱しており、本件につきましては、前回 5 月の定例会におきまして、学校長会の正副会長職の変更、PTA 役員交代、市議会議員の改選等による委員の変更について議決をいただいたところでございます。

このたび、学識経験者の選出区分におきまして、地区長連合会会長が変更となりましたことから、米印の 1 名の方について今回新たに委員を委嘱するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間でございます令和 2 年 5 月 31 日までとなります。

教 育 長 ありがとうございます。学区審議会委員の委嘱についてでございます。地区長連合会会長が下村さんにかわったということに関しての変更でございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、議案第 12 号 土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱について文化生涯学習課お願ひします。

文化生涯学習課 議案第 12 号 土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱についてご説明いたします。資料の 20 ページをお願いいたします。

土浦市社会教育委員条例第 3 条の規定に基づき、土浦市社会教育委員については平成 30 年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更があったものでございます。表中の氏名の頭に米印のある 3 名の委員が変更になった委員として、大越眞樹委員、福田一夫委員、矢口勝雄委員の 3 名です。役職名は記載のとおりです。なお、任期につきましては、前任者の残任期間となります。また、土浦市社会教育委員は土浦市生涯学習推進協議会委

員も兼ねておりますので、あわせて委嘱するものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。土浦市社会教育委員の委嘱についてでございます。ご質問
 ございますでしょうか。大越さんはP T A連絡協議会の会長さんで、土浦二中です
 ね。

松 延 委 員 10番の原田さんは、今年度は委員長になられています。
 文化生涯学習課 失礼いたしました。

教 育 長 ただいまご指摘ございましたように、10番の原田さんは女性ネットワーク委員会
 の副委員長になっていますが、今年度、委員長ということでございます。訂正願
 います。そのほかございますか。ありがとうございます。

文化生涯学習課 続きまして、議案第13号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について文化生涯
 学習課お願いします。
 議案第13号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。24
 ページをお願いいたします。

土浦市公民館条例第4条の規定に基づき、土浦市公民館運営審議会委員につ
 いては平成30年6月1日から令和2年5月31日まで委嘱しておりますが、選出区分
 の一部の委員に変更があったものでございます。表中の氏名の頭に米印のある3
 名の委員が変更になった委員でございます。下村利充委員、田口長八郎委員、服
 部英夫委員の3名です。役職名は記載のとおりです。なお、任期につきましては
 前任者の残任期間となります。

教 育 長 ありがとうございます。公民館運営審議会委員の委嘱について説明がございました。
 ご質問ございますか。よろしいですか。

松 延 委 員 6番の下川直美さんなんですが、以前も書記になっていましたけれども、女性ネッ
 トワーク委員会で書記という役職が無いんですね。下川さんは副委員長です。

文化生涯学習課 ネットワーク副委員長でよろしいでしょうか。

松 延 委 員 はい。

文化生涯学習課 失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

教 育 長 下川直美さん、書記じゃなくて副委員長ということでございます。訂正願
 います。そのほかございますか。ありがとうございます。

文化生涯学習課 それでは、議案第14号 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委嘱に
 ついて文化生涯学習課お願いします。
 議案第14号 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委嘱についてご説
 明いたします。28ページをお願いします。

土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員につきましては、土浦市放課後子
 供教室推進事業運営委員会要項第4条により任期が2年と定められております。
 同委員の任期が満了となることから、土浦市放課後子供教室推進事業運営委員
 会要項第3条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。表中の氏名の頭に米印
 のある3名が新たな委員として、大越眞樹委員、栗栖宣博委員、木下謹子委員の3
 名です。役職名は記載のとおりです。任期は令和3年5月31日までです。

教 育 長 ありがとうございます。土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委嘱につ
 いて説明がございましたが、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。あり

がとうございます。

それでは続きまして、議案第 15 号 土浦市図書館協議会委員の任命について図書館お願いします。

図 書 館

定例会資料の 32 ページをお願いいたします。

説明の前に、資料記載事項 1 カ所訂正をお願いいたします。表の真ん中辺り、家庭教育の原田委員の所属団体と役職がこちら間違っておりました。女性ネットワーク委員会委員長ということで、幹事と記載させていただいておりました。失礼しました。訂正させていただきます。それでは説明させていただきます。

土浦市図書館協議会委員の任命につきまして、図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の行っております図書館方針につきまして、館長に対して意見を述べていただく機関として設定しております土浦市図書館協議会委員ですが、昨年 7 月 1 日から来年 6 月 30 日まで任命しておりますが、選出区分の 1 名の委員に変更がありましたので、ご報告いたします。表の一番下、米印がついております横山博子委員がつくば国際大学図書館長さんでいらっしゃいますが、新たに委員として任命をさせていただきたいと考えております。横山委員の任期につきましては、前任者の委員を引き継ぐ形になりますので、令和 2 年 6 月 30 日までの任命とさせていただきますと考えております。

教 育 長

ありがとうございます。図書館協議会委員の任命について説明がありましたが、ご質問でございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議案第 16 号 土浦市図書館条例施行規則の一部改正についてお願いします。

図 書 館

定例会資料の 36 ページからをお願いいたします。

土浦市図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。1 番の改正の趣旨でございますが、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」というものの改正がございまして、それに伴いまして図書館条例施行規則の一部を改正するものです。施行日につきましては本年 7 月 1 日、改正の内容ですが、別表の第 2、38 ページのほうをご覧ください。

図書館で利用者の方に行っております複写サービスにつきまして、いわゆる A 4 ですとか B 5 というような紙の大きさのサイズを示すところに日本工業規格という記載がございます。いわゆる J I S 規格といわれているものですが、今回の法律の改正に伴いまして、この名称自体が日本産業規格というふうに変更になったということで、条文上、日本産業規格に全て改正するものでございます。これに伴いまして、利用者の方へのサービス等が変更するものはございませんので、条文の文言の改正でございます。

教 育 長

ありがとうございます。土浦市図書館条例施行規則の一部改正について、不正競争防止法等の一部を改正する法律に伴って、日本工業規格 J I S ですよ、これを日本産業規格にかえるということですね。J I S はそのまま同じなんですか。

図 書 館

同じ J I S 規格です。

教 育 長

名前が変わったんですね。

図 書 館

産業規格という名前になりました。

教 育 長 不正競争防止法等が改正されたことに伴って関連しての改正ということ、ありがとうございます。J I S規格は同じということで。よろしいでしょうか。
続きまして、議案第 17 号 土浦市博物館協議会委員の任命について博物館と上高津貝塚ふるさと歴史の広場お願いします。

博 物 館 土浦市博物館協議会委員の任命についてご説明いたします。42 ページをご覧ください。資料に誤りがありました。申しわけありません。4 人目の原田淑子委員ですが、女性ネットワーク委員会委員長でございます。

土浦市博物館条例第 12 条の規定に基づき、土浦市博物館協議会の委員については、平成 30 年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に以下のとおり変更がございます。表の下から 3 段目、福田一夫委員で、土浦市議会文教厚生委員長の交代に伴い、変更するものでございます。なお、任期につきましては前任者の残任期間となります。

教 育 長 ありがとうございます。博物館協議会委員の任命について説明がありました。ご質問でございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 18 号 令和 2 年度使用教科用図書、いわゆる教科書です、使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について指導課お願いします。

【議案第 18 号 「令和 2 年度使用教科用図書、いわゆる教科書です、使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」を協議】（非公開）

教 育 長 続きまして、5 番の協議事項、平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について（案）、教育総務課お願いします。

【協議事項「平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について（案）」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、協議事項終わりました、6 番、報告事項、第 2 回土浦市議会一般質問について、総務課、学務課、文化生涯学習課、指導課、お願いします。

教育総務課 報告事項の令和元年度第 2 回土浦市議会定例会一般質問についてでございます。こちらは別冊、資料 3 と記載された資料でございます。そちらの 1 ページをお願いいたします。

こちらが令和元年第 2 回の市議会定例会一般質問答弁概要の一覧表でございます。1 ページ、また 2 ページに記載がございますが、7 名の議員からご質問がございました。うち、1 ページにお戻りいただきまして、網かけ部分でございますが、海老原議員のご質問、指導課の担当部分につきましては、去る 5 月 31 日に教育委員の皆様方への持ち回り審議におきましてご報告をさせていただいておりますので、本日の定例会は海老原議員以外の 6 名の議員からの質問に対する答弁概要につきまして、教育総務課、文化生涯学習課、指導課及び学務課から順次報告をさせていただきます。

それでは、教育総務課でございます。1番の久松猛議員の2、熱中症対策について、(3)の小中学校特別教室へのエアコン設置の促進についてでございます。定例会の資料ですが、こちらの別冊の資料3の3ページをお願いいたします。

初めに、こちら久松議員からのご質問の大きな2番でございますが、質問の要旨9ページをお願いいたします。議員の質問の要旨でございます。下段の括弧書きの部分でございますが、これは昨年の9月の定例会で答弁の概要に記載の内容につきまして答弁してございます。その答弁の内容につきまして、その後の対応に関するご質問でございます。第2音楽室を含めた特別教室へのエアコンの設置に向けた9月議会の答弁内容についてのその後の対応に関するご質問でございます。答弁の概要でございますが、再度3ページにお戻り願います。上段の2段目、熱中症対策についての(3)の答弁概要でございます。朗読させていただきます。

本年4月1日現在のエアコン設置率は、普通教室100%、特別教室は50.1%で、普通教室を優先してエアコン設置を進めており、今年度、中学校1校にてエアコン設置工事を進めている。さらに、保健室3校、パソコン教室1校、校長室2校、職員室5校にてエアコンの更新や修繕等が必要となり、優先し対応している。

昨年度、各小中学校に対して夏季の特別教室利用状況等調査を実施した結果、第2音楽室5校の利用状況は秋の合唱コンクールに向けた練習として9月から10月の期間は授業の利用が多く、他の月は授業の利用頻度は低い状況で、各小学校の理科室などの特別教室は授業内容を変更して普通教室にて授業を行っている状況もあった。

各中学校は教科担任制で専門性の高い授業が行われており、理科や美術の授業などは特別教室にて授業を行っていることが多く、授業の内容の変更などが難しいため、中学校特別教室へのエアコン設置を優先して検討を進めたい。

普通教室エアコン設置率100%を維持する対策、不具合のある既存エアコンの更新などを優先しながら、特別教室のエアコン設置は、国の交付金の活用を踏まえた工事による整備手法、リース方式による整備手法など、よりよい具体的な整備手法について検証を行っていきたい。

以上が答弁の概要でございます。なお、答弁の詳細は、資料の10ページから13ページになってございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

3ページをお願いいたします。

同じく久松議員より大きい2番目としまして、熱中症対策についての4点目、地区公民館へ一時避難ができることの広報についてございまして、9月議会で答弁した内容について、その後どうなったかのご質問がございました。

答弁の概要ですが、朗読させていただきます。広報については、健康増進課で市広報紙の6月中旬号に掲載予定。また、各地区公民館の入り口付近に先月から、「熱中症にご注意ください」といったポスターを作成し、暑さ対策として地区公民館が利用できる旨の掲示をしているとの答弁がございました。

一般質問の要旨は14ページに、答弁の内容につきましては、15ページから16ページに記載しております。

次に、4ページをお願いいたします。

吉田千鶴子議員より、大きい3番目、アルカス土浦の新図書館について。1点目、新図書館開館1年半経過、利用人数等、今後の展望について。2点目、本の通帳の幼児期から大人までの配布と通帳機他施設への導入についてのご質問がございました。

答弁の概要でございますが、新図書館の利用状況は、平成30年度で約56万7,000人、1日平均で平日約1,600人、休日約2,000人が利用している。

今後の展望は、「第2次土浦市立図書館サービス計画」の基本方針である「地域のまちづくり・ひとづくりに役立つ みんなの図書館」の実現に向けて、市民などとともによりよい図書館の運営に取り組む。

各分館への通帳機設置は設置スペースの確保も課題である。また、新刊図書などのデータ取り込み作業や機器のトラブル時に対応可能な体制の確保が必要となるため、引き続き研究をしていく。

本の通帳の配布対象拡大は、導入経緯や開始からまだ半年ということを踏まえ、当面は現状どおりの小中学生対象のサービスとして実績を重ね、一般利用者への拡大は今後の課題として検討する、との答弁でございました。

続きまして、5ページをお願いします。

同じく、吉田千鶴子議員より大きい2番目としまして、放課後児童クラブについて。1点目、送迎時間の延長（拡大）について。2点目、放課後児童クラブの民間委託について。3点目、児童クラブ支援員のエキペンの取り扱いに関する研修について並びに支援員の待遇について。4点目、平日（月～金）の利用状況及び第1土曜日の利用状況についてのご質問がございました。

答弁の概要ですが、開所時間の延長は、仕事と子育てが両立できる環境をつくる上で重要だと認識しているが、人材の確保や、雇用条件の変更、予算の確保などの条件整備が必要である。

放課後児童クラブの民間への委託は、6校を民間事業者に、新治学園義務教育学校をNPO法人に委託し、17校のうち7校で一体型運営を実施している。

命に係わるアナフィラキシーショックに対応するエキペンの講義と実習を計5回行い、150人の支援員が受講している。研修を受けていない支援員に対しては、今年度速やかに研修を実施する。

平成30年度の利用実績は、年間254日で延べ28万8,978人の利用で、平日の開所日は年間199日で24万6,888人である。第1土曜日の開所日は年間10日で計417人の児童が利用、夏休み等の長期休みは45日で計4万1,673人の利用がある、との答弁でございます。

一般質問の要旨につきましては22ページ、答弁の内容につきましては23ページから27ページに記載しております。

また、再質問がございまして、児童クラブ支援員の確保並びに児童クラブ運営の今後の方針について伺いたいというものでした。

答弁の概要ですが、児童クラブ支援員の確保は、市ホームページ、市報への掲載、ハローワークへの登録、民間求人情報サイトへの掲載を行って随時募集している。放課後児童クラブの運営は、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・

活動を行うことができるよう、放課後子供教室の全校での実施を目標とし、あわせて放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型運営を目指して民間への委託を進めたいと考えている、との答弁でございました。

答弁の内容につきましては、28 ページから 29 ページに記載しております。

6 ページをお願いいたします。

勝田議員より大きい 1 番目、中心市街地における歴史と文化の発信について。1 点目、歴史文化への取り組みについて、考え方とこれまで行ってきた施策について、2 点目、文化振興に携わる部局と他部局との連携についてのご質問がございました。

答弁の概要ですが、教育委員会では、指定文化財説明板の設置や土浦城址整備事業、市立博物館の特別展や企画展などの展示活動を行っている。その他、旧町名石柱の設置やマップ製作など、土浦の中心市街地に残されたさまざまな歴史や文化について紹介してきた。

文化振興に携わる部局と他部局との連携は、教育委員会としても、地域資源を観光資源として生かすための知恵と力を商工観光課や都市建設課などの市関係各課を初め、観光協会や商工会議所、観光ボランティアガイドなどの民間関係団体とも連携をとりながら、歴史・文化資源の活用のための施策を進めていきたいとの答弁でございました。

一般質問の要旨は 30 ページに、答弁の内容につきましては、31 ページから 36 ページに記載しております。

指 導 課

勝田議員から、土浦市通学路交通安全プログラムについてというご質問でございまして、これまでの経緯と実施状況について、そして今後の展開についてのご質問がございました。答弁の概要でございます。

教育委員会は平成 27 年 2 月に、土浦市交通安全プログラムを策定し、それに基づき土浦市通学路事故防止対策協議会を設置した。この協議会に、学校の教職員、保護者を加え、合同通学路点検を実施している。合同通学路点検は、市内を八つのブロックに分け、1 年間に二つ点検を行い、4 年間で全通学路の点検が終了した。点検の結果、危険箇所は 99 カ所あり、対策完了が 71 カ所、対策進行中が 22 カ所、対応できないのが 6 カ所あった。対応できない 6 カ所については、通学路事故防止対策協議会で共通理解を図り、学校、家庭、地域、警察が連携して重点的に交通指導を行ったり、登下校の付き添いを行ったりしている。

今年度から 2 巡目の点検となり、以前の点検で要改善とした箇所への期待した効果を確認し、防犯の視点からも P D C A サイクルとして繰り返し点検を実施し、安全に登下校できる通学路の向上に努めたい。以上が概要でございます。

なお、答弁の要旨につきましては、37 ページ、そして答弁の内容につきましては 38 ページから記載してございます。

続きまして、島岡議員から中学校 1 年生（7 年生）で行われている宿泊体験学習についてのご質問でございます。

宿泊体験学習が始まってこれまでの状況について、宿泊体験学習を通して子供たちが身につけたことについて、これから宿泊体験学習を続けていく上での考え方

について、とのご質問がございました。答弁の概要でございます。

中川市長の選挙公約により、平成 18 年度から市内の八つの中学校が 4 泊 5 日の宿泊体験学習を実施し、今年度で 14 回目となる。

学習内容は、茨城県立中央青年の家で、宿泊をともにしながら、生徒同士の討論会、先輩の話を聞く会、星座観察、野外炊飯活動などを行ったり、県内の施設に行き、体験活動を行ったりしている。また、学習時間の確保のため、学校に戻り通常の授業を行っている。

宿泊体験学習を通して、生徒たちは友達の新たなよさに気づくことができたり、思いやりの気持ちを持ち、友達と協力できるようになったりと、成果があらわれている。保護者からも、宿泊体験学習終了後の子供の言動や行動に成長が見られたとの回答を得ている。

今後は、教員の勤務上の負担軽減に向けて対応を考えるとともに、生きる力と確かな学力を育む学校教育の充実のために、多方面からの意見を取り入れ、宿泊体験学習の内容の充実を図りたい。

以上が概要でございます。なお、41 ページに答弁の要旨、そして 42 ページから答弁に内容について記載してございます。

続きまして、矢口議員からのご質問でございます。

選挙の投票率について伺います。低年齢層への啓発活動について、とのご質問がございました。答弁の概要でございます。

新学習指導要領に主権者教育の推進が盛り込まれ、中学校社会科では主権者教育の重要な役割を担う学科として位置づけられ、小学校 6 年生では政治へのかかわり方について多角的に考える学習を行う。

茨城県選挙管理委員会で作成した小学校 6 年生と中学校 3 年生に向けた選挙ガイドブックを活用し、学校では選挙の啓発活動を行っている。

国会議事堂の見学、子供模擬議会での市議会の模擬体験、市選挙管理委員会で借りた投票箱や記載台などを使用した生徒会役員選挙などで、小中学生への啓発活動を行っている。

今後も、政治や選挙への関心を高めるとともに、主権者教育のさらなる充実を推進したい。

以上が概要でございます。なお、45 ページに答弁の要旨、そして 46 ページから答弁の内容について記載してございます。

学 務 課

資料の 8 ページお願いいたします。

柳澤明議員よりフッ化物洗口についてのご質問をいただきました。フッ化物洗口とは、フッ化物を溶かした液で口の中をゆすいで、歯のエナメル質表面に直接フッ素イオンを作用させる虫歯予防法でございまして、具体的な質問の内容につきましては、49 ページをお願いいたします。こちらに記載のとおり、学校において、ただいまご説明いたしましたフッ化物洗口を集団で実施してはどうかというものでございました。8 ページのほうにお戻りください。答弁の概要を読ませていただきます。

学校におけるフッ化物の活用については、児童生徒がフッ化物の効果などについて

て学習し、フッ素入りの歯磨き粉を自分で選択し、活用していくことができるようにすることが基本と考えている。

文部科学省の学校歯科保健参考資料においても、学齢期における虫歯予防に関して、フッ化物配合の歯磨き粉の機能を知り、実践に生かすことができるようにすることが重要項目の一つとして挙げられている。

また、茨城県教育委員会でも、自らの判断でフッ化物配合の歯磨き粉を取捨選択できる能力を育成していくとの考えが示されていることから、本市教育委員会としても、県教育委員会と同様の考えで対応していきたいと考えている。

以上が答弁の概要でございますが、答弁の詳細につきましては、50 ページ以降に掲載のとおりとなっております。

教 育 長 ありがとうございます。定例議会での一般質問について、今説明がありました。事前に回覧した部分もございますが、全体的にご質問ございますでしょうか。鈴木委員、何かございますか。

鈴木委員 最後のフッ化物のことですが、土浦歯科医師会会長の長谷川先生が積極的に取り入れたいという考えを持っておられます。多くの生徒さんは歯磨きとかしっかりされているので虫歯の方は少なくはなっているんですが、中にはやっぱりかなりひどい方も、少ない数ですけれどもいらっしゃいます。そういう方は家庭環境が悪かったりする場合が多いというふうには聞いてはいるんですが、そういう方の虫歯をどうしたら予防できるかというところで、やっぱり学校でフッ化物配合の歯磨きを取り入れたらいいんじゃないかということです。調剤する前の状態としては劇薬ですので、その管理とかでかなり大変なところはあると思いますけれども、全国的に見ると一部の市町村で取り入れられていて、成果の上がっているところも結構あるというふうには伺っていますので、できればもう少し検討していただいてもいいのではないかなとは思っています。

教 育 長 ありがとうございます。フッ素の話出ましたけれども、今野委員ご意見ございますか。

今 野 委 員 知識がなくて、今改めて詳しく後ろのほうを読んで、ただ、どこまで一斉に学校で対処していくかという点については、やっぱり限界があるのかなという気がしますので、できること、できないことというのはあるんじゃないのかなという気はしています。

松 延 委 員 小学校では、割とそういう時間を設けやすいというのはあると思うんですが、中学校になると難しいところもあるようです。保健委員会に参加すると必ず出るのが、時間がないということと、水道の場所が足りないということです。家庭用の洗口液というのは、あまり効果がないんでしょうか。そういうのを持ってきてもいいよというふうに許可していただくとか、そういう柔軟な対応も必要なのかなということを感じています。

教 育 長 ありがとうございます。それでは、議会に関してはこの程度でよろしいですか。長谷川会長ですか。

鈴木委員 今の土浦歯科医師会の会長さんです。

教 育 長 県のほうにも確認いたしましたし、市のほうもなんですけれども、歯科医師会とし

ての要望書を見てはないんです。県のほうにも確認したら、歯科医師会じゃなくて、会長さんが直接、例えば知事に話をしたとかそういう話です。

鈴木委員
教育長

長谷川先生がどういうレベルで話をされているかというのは把握していません。いろいろな意見、歯がよくなるのが一番いいわけで、そのためのこの方法を考えていくということで、また質問があったときにはご相談申し上げたいと思います。以上で報告事項を終わりにして、次第の7番、その他です。土浦狂言公演一第22回土浦薪能特別企画一について文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

土浦狂言公演一第22回土浦薪能特別企画一についてご説明いたします。定例会会議資料の47ページをお願いいたします。

例年、亀城公園を会場として開催してまいりました土浦薪能でございますが、今年度は市民会館が改修工事のため、雨天時の代替会場が確保できないことから、今年度は薪能としてではなく、狂言を土浦市亀城プラザにおいて開催するものです。

主催する薪能クラブの話によりますと、能楽は舞台のスペースの関係上、亀城プラザのホールでの公演は無理とのことでしたが、狂言であれば可能とのことで、開催する運びになったようです。

期日は9月1日日曜日、場所は亀城プラザ文化ホールでして、内容は、狂言「梟山伏」「附子」とワークショップを行います。詳しくは後ほど別添のチラシのほうをご覧ください。委員の皆さんには8月の定例会のときにチケットをお渡しできればと考えておりますので、ぜひご覧いただきたくご案内申し上げます。

教育長

ありがとうございます。②番、第43回子ども郷土研究の開催についてお願いします。

上高津貝塚

定例会資料48ページをお願いいたします。

市内の児童生徒を対象に、土浦の歴史や民俗について自由研究を募集する子ども郷土研究を開催いたします。今回で43回となります。9月末までに集まった作品について、2回の審査を行い、1月下旬に表彰式と発表会を開催いたします。優秀な作品につきましては、収録集に掲載し、最優秀作品につきましては、広報つちうら2月上旬号に掲載する予定でございます。

教育長

ありがとうございます。広報つちうらに最優秀作品を掲載すると。

それでは、③番目、茨城国体についてお願いします。

国体推進課

国体からは、茨城国体土浦市開催競技の学校観戦についてと、資料はございませんが、ひたちなか市で行われます総合開会式の関連で2点ほど、合計3点についてご報告をさせていただきます。

初めに、学校観戦でございますが、資料49ページをお願いいたします。

学校観戦は、小中・義務教育学校の児童生徒が国体競技を観戦することによりスポーツへの関心を高めるとともに、国体の感動と記憶を共有してもらうこと、また、全国から集まる選手の皆さんへのおもてなしの一環といたしまして、会場から大きな声援を送ってもらい、歓迎の気持ちを伝えることを目的に実施するものでございます。

4年生から9年生を対象児童生徒といたしまして、各学校と希望学年や観戦希望

競技について調整させていただいた結果、50 ページのとおり、観戦競技、日程、参加学年、人数等まとまったところがございます。表の一番下の欄、合計欄にもございますとおり、合計で 4,749 人の児童生徒の皆さんに実際に競技会場に足を運んでもらい、国体を観戦、応援してもらう計画としております。

9 ページに戻っていただきまして、4 番でございますとおり、観戦時間は 1 時間程度を予定しております。競技会場までの移動方法については、競技会場まで徒歩圏内の一中と大岩田小学校を除き、国体実行委員会で手配するバスによる計画輸送による移動を予定しております。

また、一番下に図も示させていただいております応援グッズでございますが、本日お手元にも置かせていただきましたオリジナルフェイスタオルを市内小中・義務教育学校の先生と学校観戦に参加する生徒以外も含めてですが、全生徒に配布させていただく予定でございます。学校観戦についての説明は以上でございます。続きまして、国体総合開会式の関連でございますが、1 点目は炬火ランナーについてでございます。総合開会式では、県内 44 市町村でおこされました炬火、オリンピックの聖火に当たるものでございますが、これらを一つに集め、大会のシンボルとなる火を誕生させるイベントが予定されてございます。このイベントにおきまして、土浦の火をともしたポーチを持つランナーを募集したところ、下は 7 歳から 59 歳まで 17 名の応募がございまして、厳正なる抽選をした結果、土浦二中 3 年生の伊沢勝優君に決定いたしました。伊沢君の息子さんです。伊沢君の土浦の代表ランナーに選ばれた感想や抱負などのインタビュー記事を 7 月中旬号の広報紙に掲載の予定でございます。

2 点目は、総合開会式のオープニングプログラムの一つとして予定されているラジオ体操イベントへの小学生の派遣についてでございます。このラジオ体操イベントの実施に当たりまして、県から県内各市町村 10 名の割り当てで小学生参加者の派遣要請がございました。このため本市からは本市開催協議でございますが、水球、相撲、野球の各スポーツ少年団に所属する生徒の中から、各スポーツ少年団から推薦され決定した 6 年生男子 10 名を総合開会式に派遣することといたしましたので、ご報告とさせていただきます。

教 育 長

ありがとうございます。誤解を招くといけませんので、さっきの炬火ランナー、厳選というか全然前置きなしで引いたら当たったんで、誤解を受けそうな内容で、市報にも載るんですか。

国体推進課

はい、公正な抽選結果ということで。

教 育 長

別に配慮する必要はないけれども、説明だけはきちっとしてください。

国体推進課

教育長が引いた写真もあわせて。

松 延 委 員

見ました。

教 育 長

まず、伊沢君がいるのを知らないし、引いたら、土浦二中生ということでした。

鈴 木 委 員

オリジナル応援グッズとしてこのフェイスタオルを配るということですけども、応援方法というか、どういうふうにこのフェイスタオルを使って応援されるのか。

国体推進課

各学校さんにお任せの動きはあるんですけども、ジャイアンツのファンのように振っていただくとか、つちまるといばラッキーがイラストしてありますので、開い

て見せていただいても結構だとは考えてございます。

鈴木委員

あとは各学校で1時間程度の観戦ということですが、そうすると時間をずらしてどの時間帯にも応援が入るようになるというふうに考えてよろしいんですか。

国体推進課

土浦二高などは限られた応援スペースとなっておりますので、時間は全部ずらすような形になってくるかと思いますが、J:COMスタジアムは1万3,000人収容ですので、その辺はこれから学校のほうと調整を進めていきたいと思っています。

松延委員

徒歩で移動する一中と岩小についてですが、2校ともかなり大人数での移動となりますので、安全に十分注意しなきゃいけないなということをもっと思いました。一中は近いと思うんですが、岩小さんは調べたら1.6キロで、大人の足で20分というふうになっていて、多分安全な道を通ると思うんですが、割と今ニュースでいろいろな報道がされているので、保護者の方は心配するかなと思ひまして、この表を見たときに、引率者の人数とか、ちょっと見て、もしかしたら少ないのかなと感じたので、その辺の安全のための準備というのをしっかりするのが大事なかなというふうに感じました。

国体推進課

わかりました。輸送計画については当初、県のほうの指針みたいなのもございまして、2キロ圏内は徒歩でも可というような指針もあったものですから、1.6キロというちょっと長い距離ではあるんですが、安全に十分注意しながら実施していきたいと考えております。

教育長

そのほかございますか。

スポーツ振興課

お手元にこちらの水色のチラシです。6月からネーミングライツ事業契約を締結しましたヒューナックアクアパーク水郷、こちらが7月13日から9月1日まで、ことしは51日間になります。オープンしますのでよろしくお願ひします。

上高津貝塚

本日お配りしました青いチラシをご覧いただきたいと思ひます。夏休みファミリーミュージアムについてご説明いたします。

市立博物館と上高津貝塚では、7月20日から9月1日の夏休みの期間に合わせて夏休みファミリーミュージアムを開催いたします。チラシの表側をご覧願ひします。上高津貝塚でございますが、「土器を見る 歴史を知る」と題した展示を開催いたします。展示解説会や各時代の焼き物を解説するコーナーのほか、児童や親子で楽しめる企画をご用意してございます。

続きまして、チラシの反対側をご覧願ひします。博物館でございますが、例年行っています体験講座や、戦争体験談を紹介するパネル展に、戦争体験者による「戦争体験のお話を聞く会」を開催いたします。新しい企画として、展示物に触れたり、バックヤードを見学する「博物館のおしごと体験」を予定しております。

図書館

図書館資料の青いチラシと黄色っぽいチラシの二つ、7月に図書館のほうで開催いたします講座のお知らせです。

まず、青いほうですが、「知って得する法情報の探し方講座 相続・遺言」ということで、7月13日土曜日の午後2時から、図書館4階研修室で、図書館でオンラインデータベースという法律情報の判例集ですとか、現行の法規がキーワード検索ができるデータサービスの利用サービスを推進しておりますが、そちらのデータベースを使いまして、市民の方が興味のあるいろいろな探し方の講座を専門

の第一法規という企業さんの方に講師をお願いして実施します。

続きまして、もう一つの演劇体験講座のほうですが、こちらは「ロミオとジュリエット」などが有名なところですが、戯曲という演劇の台本を使いまして、実際、声に出して戯曲を読んでいただいて、演劇の歴史ですとか魅力に触れていただくという初めて図書館で実施する講座になります。こちらは土浦市を拠点に活動をされております劇団百景社さんのほうにご協力をいただきまして、俳優さんと一緒に戯曲の音読をしていただきます。7月20日の土曜日に2時から、図書館の4階研修室で開催いたします。こちらは年間を通して全4回の講座になっておりまして、7月以降、8月、10月、12月の計4回を開催予定としておりますので、もし委員の皆様にもご興味がありましたら、ぜひご参加いただければと思います。

教 育 長
教育総務課

そのほかございますか。

次回の定例会のご案内ということでございます。7月の定例会でございます。第4火曜日のほうが23日になりますので、7月23日火曜日の午後4時からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長

よろしいですか。次回は7月23日火曜日4時からということでございます。そのほかございますか。委員の方大丈夫ですか。

それでは、以上で定例会を閉じます。ありがとうございました。